

黒部川電力株式会社「新姫川第六発電所建設計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年9月21日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、黒部川電力株式会社「新姫川第六発電所建設計画環境影響評価準備書」について、黒部川電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県糸魚川市
原動力の種類：水力（水路式）
出 力：27,500キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成26年12月 1日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成27年 1月27日
新 潟 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 3月20日
長 野 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 3月31日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成27年 5月27日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成29年 2月15日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成29年 4月11日
長 野 県 知 事 意 見 受 理	平成29年 7月11日
新 潟 県 知 事 意 見 受 理	平成29年 7月27日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成29年 9月 1日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成29年 9月21日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松浦
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全上、重要な地域であり、本事業の実施に当たっては、水環境、動植物及び生態系等に対する影響を回避又は低減するための環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

本事業におけるトンネル掘削、切土、盛土工事等により、河川への濁水の流出が懸念される。よって、切土及び盛土法面の保護並びに濁水処理設備等による適切な措置を講ずるとともに、水質の変化に係る調査については、本事業者が定めている環境監視計画に沿って適切に実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

また、取水地点下流の減水区間においては、河川環境等に支障を及ぼさないよう定められた河川維持流量を放流し、水質及び魚類等の生息環境の保全を図ること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。

このため、本事業によるクマタカ等の希少猛禽類に対する影響を回避・低減する観点から、これらの希少猛禽類の生息、繁殖状況の変化に係る調査については、専門家等からの助言を踏まえた環境監視計画に沿って適切に実施し、重大な影響が認められた場合は、専門家等からの更なる助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 土地の改変に係る環境影響

本事業により発生する掘削土は、新たに3箇所の土捨て場を設けて盛土を行うことから、土地の改変、河川への土砂又は濁水の流出等による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、トンネル工事等に伴う掘削土の発生量を最小化するとともに、有効利用により掘削土の捨て量を極力低減すること。また、土捨て場を設ける際には、樹木の伐採を最小限にとどめ、土地の改変面積及び盛土高を極力低減するとともに、専門家等からの助言に基づき、盛土の安定性を確保し、在来種による早期の植生回復を図ること。さらに、クマタカ等の希少猛禽類など、重要な動植物の生息地・生育地の改変を極力回避すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。